

2022年5月26日

衆議院記者クラブ・参議院記者クラブのみまさま

本日、衆参両院議長に対し「**調査研究広報滞在費**」（**文書通信交通滞在費**）**制度の再検討**をするよう申し入れました。

千葉県市民オンブズマン連絡会議

代表 廣瀬 理夫

〒260-0013 千葉市中央区中央3-15-6

やまちょうビル 渚法律事務所内

<要望の理由>

現在、全ての都道府県議会において政務活動費の領収書が開示され、使途情報も開示されている。

ところが、2022年4月15日に成立した改正法は、名称を「調査研究広報滞在費」に改め、新人議員のみ日割り計算にするだけの改正に止まった。この制度に対する国民の疑念は「そもそも文書通信交通滞在費制度は必要なのか」にあり使途基準の明確化を定める法改正をする必要がある。

<要望事項>

- 1 使途基準を法律で明確に定めること。
- 2 領収書の写し、出納簿、活動報告書など収支の証拠書類を電子データで議長に提出すること。
- 3 議長は提出された電子データを国民に公開すること。
- 4 政党、政治団体、公職の候補者への寄付を禁止すること。
- 5 年度ごとに残余は国庫に返還すること。

なお、全国市民オンブズマン連絡会議は文書通信交通滞在費及び立法事務費の抜本的改正を求め、5月6日、衆議院議長、参議院議長及び各政党党首に対し、「**文書通信交通滞在費**」**制度の再検討申入書**を送付しました。

(5月6日愛知県政記者クラブにプレスリリースし、5月7日付中日新聞の記事になりました。)

全国市民オンブズマン連絡会議事務局長 新海 聡

〒460-0002 名古屋市中区丸の内3-7-9

チサンマンション丸の内第2 303

TEL 052-953-8052

FAX 052-953-8050

office@ombudsman.jp

<http://www.ombudsman.jp/>

2022年5月26日

衆議院議長 細田博之 様
参議院議長 山東昭子 様

「調査研究広報滞在費」(文書通信交通滞在費)制度の
再検討を求める要望書

千葉県市民オンブズマン連絡会議

代表 廣瀬 理夫

〒260-0013 千葉市中央区中央 3-15-6
やまちょうビル3F 渚法律事務所内



<要望の理由>

現在、全ての都道府県議会において政務活動費の領収書が開示され、使途情報も開示されている。

ところが、2022年4月15日に成立した改正法は、名称を「調査研究広報滞在費」に改め、新人議員のみ日割り計算にするだけの改正に止まった。

この制度に対する国民の疑念は「そもそも文書通信交通滞在費制度は必要なのか」にあり、使途基準の明確化を定める法改正を今国会中にする必要がある。

<要望事項>

- 1 使途基準を法律で明確に定めること。
- 2 領収書の写し、出納簿、活動報告書など収支の証拠書類を電子データで議長に提出すること。
- 3 議長は提出された電子データを国民に公開すること。
- 4 政党、政治団体、公職の候補者への寄付を禁止すること。
- 5 年度ごとに残余は国庫に返還すること。

千葉県市民オンブズマンの
筆名を登録しました。

2022.5.26 廣瀬 理夫

2022年5月26日

衆議院議長 細田博之 様
参議院議長 山東昭子 様

「調査研究広報滞在費」(文書通信交通滞在費) 制度の
再検討を求める要望書

千葉県市民オンブズマン連絡会議

代表 廣瀬 理夫

〒260-0013 千葉市中央区中央 3-15-6
やまちようビル3F 渚法律事務所内



<要望の理由>

現在、全ての都道府県議会において政務活動費の領収書が開示され、使途情報も開示されている。

ところが、2022年4月15日に成立した改正法は、名称を「調査研究広報滞在費」に改め、新人議員のみ日割り計算にするだけの改正に止まった。

この制度に対する国民の疑念は「そもそも文書通信交通滞在費制度は必要なのか」にあり、使途基準の明確化を定める法改正を今国会中にする必要がある。

<要望事項>

- 1 使途基準を法律で明確に定めること。
- 2 領収書の写し、出納簿、活動報告書など収支の証拠書類を電子データで議長に提出すること。
- 3 議長は提出された電子データを国民に公開すること。
- 4 政党、政治団体、公職の候補者への寄付を禁止すること。
- 5 年度ごとに残余は国庫に返還すること。



「文書通信交通滞在費」制度の再検討申入書

2022年5月6日

全国市民オンブズマン連絡会議

衆議院議長 細田博之殿 参議院議長 山東昭子殿
各党 党首 様

- 1 私たちは2002年から、地方議会議員に支給される政務調査費（後の政務活動費）（以下総称して「政務活動費」と言います。）について、情報公開度の調査や住民監査制度、住民訴訟などを通じて使途の透明化と支出の適法性のチェックを続けてきました。2002年には、使途公開によって議員活動が制約される、と言う理由で、領収証の公開すら、ほとんどすべての地方議会で実施されていませんでしたが、現在は全ての都道府県議会において領収証が開示されるほか、開示の程度にバラツキがあるとしても、使途情報も公開されています。ところが、国会議員個人に対して支給される文書通信交通滞在費（1人当たり月額100万円）、会派に対して支給される立法事務費（1人当たり月額65万円）については、過去に目的外使用や使途不明金、繰越金が問題視され、その不透明さが国民の批判の対象となっているにも関わらず、領収書の開示も使途の報告も開示されず、日割り計算もしないまま満額が支給される運用がまかり通っていました。当然、目的外使用への罰則もありません。
- 2 ところが、在職期間が1日でしかない議員にも1ヶ月分100万円が支給されることが明らかになった2021年10月31日の第49回衆議院議員総選挙後、文書通信交通滞在費は議員の特権ではないのではないか、という厳しい批判が寄せられました。当団体も、文書通信交通滞在費の透明性と使途基準を明確化することを求め、2021年12月6日付けて両院議長と各政党党首に「文書通信交通滞在費 使途基準明確化、領収書添付と使途公開の義務づけを求める申入書」を送付しました。2022年4月15日になってやっと改正法が可決成立しましたが、内容は名称を「調査研究広報滞在費」にあらためるほか、新人議員のみ日割り計算にするという改正に止まりました。しかし私たちは、これが前述の国民の批判に応えたものと見ることは、到底できません。
- 3 そもそも、文書通信交通滞在費の問題の根幹は、使途の不透明さと表裏の関係にある、本当に必要な経費なのか、という国民の疑義です。これにより、国民は党派を問わず、国会議員に対する不信感を持ち、この不信感が政治的無関心や投票率の低下につながっていく、と考えます。

すなわち、この制度に対する国民の疑念は、新人に1ヶ月分支給するような制度がけしからん、というところに中心があるのではなく、「そもそも文書通信交通滞在費は必要なのか」というところにあり、経費を受領している国会議員自身にその説明を求めているのです。こうした国民の疑義に応えないままの改正は、政治不信を助長するだけであると考えます。
- 4 一部報道では、各党は今国会中に使途基準や公開、返還について結論を出す意向ということですが、私たちは、文書通信交通滞在費の支出目的の再検討と検討結果を踏まえた使途基準の明確化を定めることこそが、それぞれの国会議員が今おこなうべき説明責任にあたると思え、再度、以下の申入をする次第です。
 - (1) 本来許されるべき支出を再検討し、1ヶ月100万円の支給が相当と考える理由を国民に説明すること。
 - (2) (1)の検討結果に基づいて明確な使途基準を作成、提示すること。
 - (3) 各議員において使途報告書を作成するとともに領収証を保管し、現金出納簿を作成すること。
 - (4) 使途報告書、現金出納簿、領収書を各議院に提出し、提出資料をWEB等で市民に容易に公開すること。
 - (5) 余った際は各議院に返還すること。

以上